

令和5年9月  
静岡県信用農業協同組合連合会

## 投信窓販に係る規定の一部変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
静岡県信用農業協同組合連合会は、投信窓販に係る規定を一部変更いたします。  
変更内容の詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表よりご確認ください。  
また、変更後の内容につきましては、変更日以降、当会ホームページ「取扱商品の規定一覧」  
をご参照ください。

### 【対象となる規定】

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規程

### 【変更日】

令和5年10月16日

以上

<お問い合わせ先>

営業統括部 054-284-9699



非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規程 変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規程</b></p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に係る業務については、以下の非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</b></p> <p><b>第1条 (略)</b></p> <p><b>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)</b>                  お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分し</p>	<p style="text-align: center;"><b>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規程</b></p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に係る業務については、以下の非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款に基づき適切に処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</b></p> <p><b>第1条 (略)</b></p> <p><b>第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)</b>                  お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。</p> <p>2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。)に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。)または累積投資勘定(この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分し</p>

新	旧
<p>て行うための勘定で、2018年から <u>2023年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。</p> <p>2の2 ～ 7 （略）</p> <p>8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。ただし、当会に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を<u>当会</u>に設定しているが、同日前に当会に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当会に提出される場合は、この限りではありません。</p> <p>9～11 （略）</p> <p><u>12 2023年12月31日においてお客様が当会に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当会は、お客様が2024年1月1日において、当会と租税特別措置法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当会に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p>	<p>て行うための勘定で、2018年から <u>2042年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当会に非課税口座を開設しようとする場合には、当会所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。</p> <p>2の2 ～ 7 （略）</p> <p>8 当会に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座開設届出書を当会に提出することはできません。ただし、当会に既に非課税口座を開設しているお客様で、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を<u>当組合</u>に設定しているが、同日前に当会に個人番号の告知を行っていないお客様が、2021年12月31日までに「非課税口座開設届出書」を当会に提出される場合は、この限りではありません。</p> <p>9～11 （略）</p> <p><u>追加</u></p>

新	旧
<p>第2条の2 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p><u>削除</u></p> <p>① お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>② <u>前号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>第9条2 ～ 第17条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第2条の2 ～ 第8条 (略)</p> <p>第9条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>非課税口座に設けられた非課税管理勘定はその設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日において終了します。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の終了時点で、非課税管理勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>お客様から当会に対して第7条第2号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</u></p> <p>② お客様が当会に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 一般口座への移管</p> <p>③ <u>前各号</u>に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>第9条2 ～ 第17条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

新	旧
<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる期限</p> <p style="text-align: center;">〔当社が別に定める期限〕</p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 に定める当社が別に定める期限は次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">別に定める期限                      毎年 11 月の最終営業日まで</p>	<p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる期限</p> <p style="text-align: center;">〔当社が別に定める期限〕</p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款第 10 条の 2 に定める当社が別に定める期限は次のとおりとします。</p> <p style="text-align: center;">別に定める期限                      毎年 11 月の最終営業日まで</p>

変更日 令和 5 年 10 月 16 日